

令和 4 年 6 月 21 日現在

機関番号：22604

研究種目：若手研究

研究期間：2019～2021

課題番号：19K13518

研究課題名（和文）政府職員の刑事管轄権からの事項的免除と国際犯罪

研究課題名（英文）Immunity ratione materiae of state officials and international crimes

研究代表者

新倉 圭一郎 (niikura, keiichiro)

東京都立大学・法学政治学研究科・准教授

研究者番号：70803146

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,000,000円

研究成果の概要（和文）：政府職員は、他国で犯罪を行ったとしても、それが「公的資格で行った行為」である限り当地の刑事管轄権から免除される。政府職員の事項的免除と呼ばれる法規範である。本研究は、この事項的免除の理論的根拠を明らかにし、それが国際犯罪にも及ぶか否かを検討することを目的とする。

政府職員の事項的免除については、国家免除の適用によるものとみる見解と、政府職員が公的資格で行った行為はそもそも職員個人の責任は発生しないことによるものとみる見解があるが、先例を検討した結果、職員の当該行為については本国の管理権が認められるため、他国の管轄権行使は不干渉原則によって禁止されるとの理解がとられていることが示された。

研究成果の学術的意義や社会的意義

国際犯罪とは、ジェノサイドや戦争犯罪といった重要な人権侵害を伴う犯罪である。それらは、国家の政府職員が中心となって組織ぐるみで行われることが多い。当該行為に対する刑事管轄権行使が認められるか否かを明らかにすることは、国際社会における人権の保護を確保することに繋がるものと思われる。

研究成果の概要（英文）：State officials enjoy immunity from foreign criminal jurisdiction in respect of acts done in official capacity. The purpose of this study is to clarify the rationale for this immunity and to examine whether it extends to international crimes.

There are two views about the rationale of the immunity. First is the application of state immunity generated in the context of civil jurisdiction. Second is that state officials are not responsible for the acts done in the official capacity. The study of the precedents leads the conclusion that the immunity has been admitted on the basis of understanding that the exercise of criminal jurisdiction of another country is prohibited by the principle of non-interference, since the exercise of the jurisdiction over the state officials belongs to the home state exclusively. Based on the consideration, it matters that universal jurisdiction is admitted in respect of the international crimes in considering whether the immunity extends to the crimes.

研究分野：国際法

キーワード：政府職員の事項的免除 国際犯罪 国家免除

1. 研究開始当初の背景

政府職員が公的資格で行った行為については他国の刑事管轄権行使が禁止されることは古くから認められてきた(政府職員の事項的免除)。しかし、当該免除がなぜ認められるのか、という免除の理論的根拠は必ずしも定かではなく、それゆえ、その射程についても不明確な点が残されている。とりわけ、昨今では、国際犯罪の処罰を徹底しようという試みの中で、当該犯罪について事項的免除が認められるか否かが実務上も大きな問題となっている。

2. 研究の目的

「研究開始当初の背景」で述べたように、政府職員の事項的免除については、古くからそれを認める実行がある一方、当該免除がなぜ認められるのかについては見解の一致が見られない。そして、そのことが当該免除の射程が曖昧であるという現状を生み出している。そして、こうした理論的根拠の不明確性は、国連国際法委員会においてこのテーマに関する法典化が進んでいる現在においても同様といえる。

そこで、本研究は、政府職員の事項的免除がどのような理論的根拠によって認められるのかを明らかにした上で、実務上特に問題となっている国際犯罪にまで及ぶ射程を備えているか否かを検討する。

3. 研究の方法

政府職員の事項的免除は、国家実行の集積に裏付けられる国際慣習法上の制度である。したがって、その理論的根拠の特定も、代表的な先例においてどのような理解がとられていたのかを実証的に分析するというアプローチが必要となる。なお、政府職員が公的資格で行った行為については、他国の民事管轄権からの免除を認める実行も一定程度集積している。事項的免除に関する先行研究には、こうした民事の文脈での実行も検討に含めるものも存在するが、刑事管轄権からの免除の射程を検討するに当たって民事の実行を含めることの適否は、刑事管轄権からの事項的免除の理論的根拠と民事の文脈での免除の理論的根拠を特定し、両者の質的相違を明らかにしたうえで判断できる。したがって、本研究の検討は、政府職員が公的資格で行った行為について刑事管轄権からの免除の有無を判断した実行に限定することとする。

4. 研究成果

学説を検討した結果、政府職員の事項的免除については、同様に古くから認められてきた国家の民事管轄権からの免除(国家免除)が適用されたものであるという立場や、政府職員が公的資格で行った行為の責任は本国にあり、職員個人は当該行為についてそもそも責任を負わないことによるとの理解が示されていることが明らかとなった。しかし、国家免除は、制限免除主義のもとで国家の「主権的行為」に免除の対象が限定されると理解されている一方、事項的免除は職員が公的資格で行った国家の行為一般に及ぶと考えられていることから、国家免除の適用とみる見解には問題がある。また、政府職員が公的資格で行った行為について本国に責任が発生するとしても、職員個人が法的地位において刑事責任から免除される理論的根拠は明らかではなく、この立場にも問題があることが示された。

そこで、事項的免除の代表的な先例を検討すると、職員が公的資格で行った行為については、その合法性判断権や処罰権を含めた管理権が本国に排他的に帰属するため、不干渉原則によって他国の刑事管轄権行使が禁止されるとの理解がとられていることが明らかにされた。

先行研究の中には、国際犯罪には事項的免除は及ばないと主張するものも存在するが、その根拠としては、国際犯罪については個人の国際法上の責任が認められていること、国際犯罪の違法化は強行規範とされていること、国際犯罪に対しては一般国際法上、普遍的管轄権が認められていること、もしくは、条約上当該管轄権行使が義務付けられていること、といった様々な見解が示されている。事項的免除の理論的根拠に関する上記の検討結果に鑑みれば、当該免除が国際犯罪に及ぶか否かを判断する際には、管轄権行使の対象たる国際犯罪について一般国際法もしくは条約によって普遍的管轄権が設定され、本国の排他的な管轄事項から外れる行為と評価されているか否かが重要な判断用となることが示された。

さらに、本稿の検討の過程で、政府職員の事項的免除については、職員が「公的資格で行った行為」といえるか否かを判断する際に、国家責任の文脈での行為帰属規則に依拠する実行が存在し、その是非が学説において議論されていることが明らかとなった。本稿の検討した *Enrica Lexie* 事件判決でも、国家責任条文第4条、7条を参照し、職員の行為が権限踰越や本国国内法上違法であっても、職員が職務の遂行として行った行為であれば事項的免除の対象となると判

断されている。こうした判断については、国家責任条文上の行為帰属規則は、国家の国際法上の責任発生の文脈で機能する規則であるため、刑事管轄権の射程を規律する事項的免除とは文脈を異にしているとの批判が提起されているが、事項的免除に関する事項の検討結果に鑑みれば、政府職員が「公的資格で行った行為」に関する本国の管理権には、その合法性性を判断する権限も含まれており、権限踰越の行為や国内法上違法な行為であっても免除の対象とするという結論自体は妥当なものであると評価できる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 国際関係論研究会	4. 巻 37
2. 論文標題 政府職員の事項的免除の位置	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 国際関係論研究	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.11501/2690035	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------